

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✔ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、ネオファースト生命コンタクトセンターまでご連絡ください。

✔ ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。

法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。

✔ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意ください、ご確認ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

✔ 金融機関を募集代理店として本商品に加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- 本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- 本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

ネオファースト生命について

ネオファースト生命は「一生涯のパートナー」を経営理念とする第一生命グループの一員として、お客さまの安心で豊かな暮らしと地域社会の発展に貢献していくというグループ統一のミッションはそのままに、新たなお客さま満足の創造と社会からの信頼と敬愛の確保、経営品質の向上等に努めています。




InsTech(インステック)について

第一生命グループでは保険ビジネス(Insurance)とテクノロジー(Technology)の両面から生命保険事業独自のイノベーションを創出する取組みを“InsTech”(インステック)と銘打ち、最優先の戦略課題としてグループ全体で推進しています。その一環として第一生命が持つ約1,000万人のお客さま情報を含む医療ビッグデータ等の解析等を行い、更なるリスク細分化型の商品や、ご加入者の健康増進の取組みの促進につながり、健康寿命の延伸に貢献できるような新たな商品の開発を進めています。



ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-312-201**

[受付時間]9:00～18:00(土曜日は17:00まで) 日・祝日を除く

Webサイトアドレス <https://neofirst.co.jp>

本資料は2020年3月時点の商品パンフレットです(出典元の資料は2017年10月1日時点のものを使用しています)。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

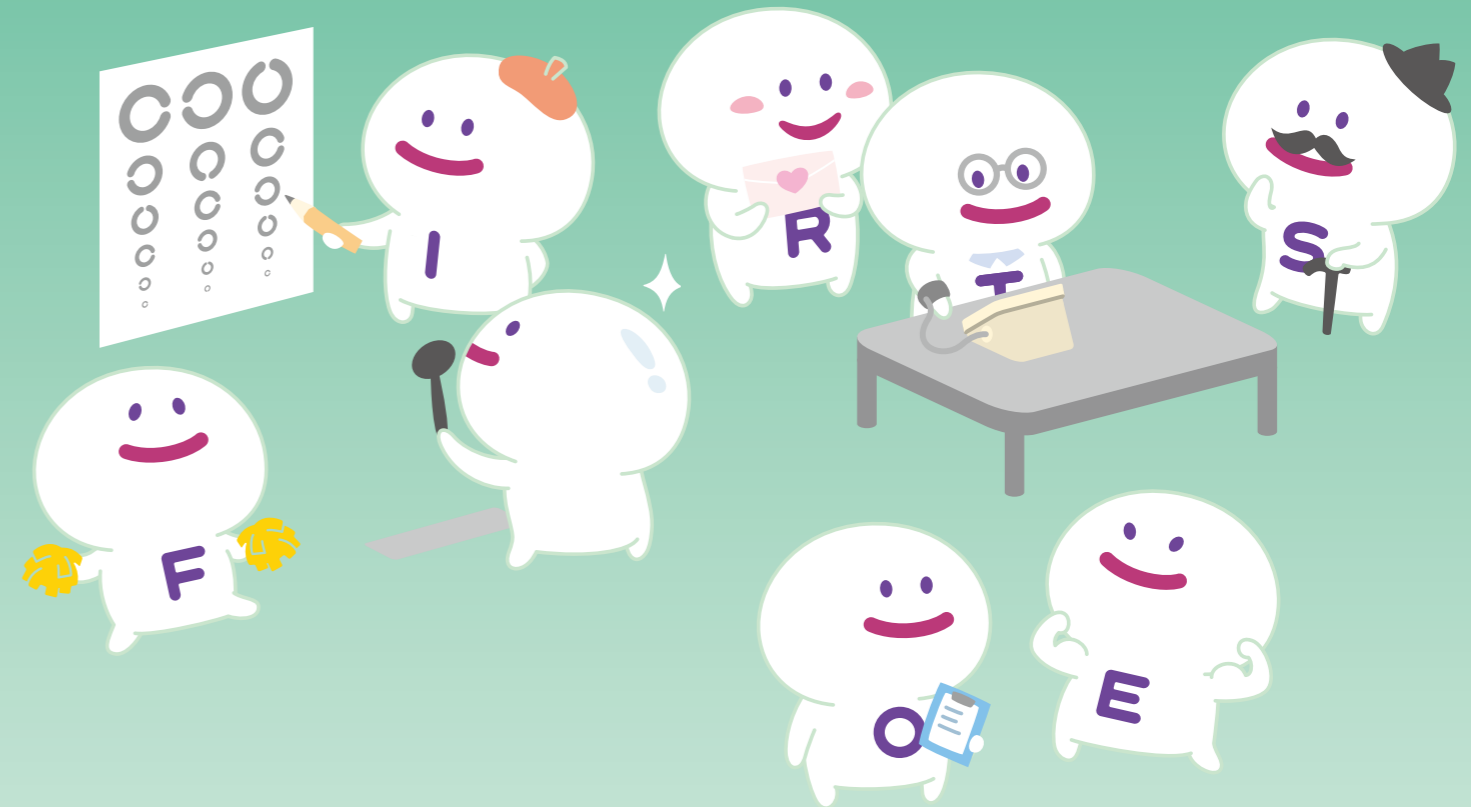
<https://neofirst.co.jp>

更新の度 健康年齢が若くなるほど
保険料が安くなります!

からだ + プラス

〈無解約返戻金型7大生活習慣病入院一時給付保険〉

7大生活習慣病による
入院に備える保険



ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

特長 ① がんなどの 7大生活習慣病を保障します。



所定の7大生活習慣病[がん(上皮内がんを含む)、心・血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、腎疾患]で治療のために1日以上入院(日帰り入院を含む)した場合、給付金をお受け取りいただけます。

特長 ② 7大生活習慣病で 入院したら100万円を、 最大10回まで お受け取りいただけます。



1年に1回のお受け取りを限度とします。

特長 ③ 「健康年齢」で更新後の 保険料が決まります。 健康年齢が若くなるほど 更新後の保険料は安くなります。



▼保障内容および給付金のお支払事由などの詳細は、次ページ以降および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」
「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保障内容

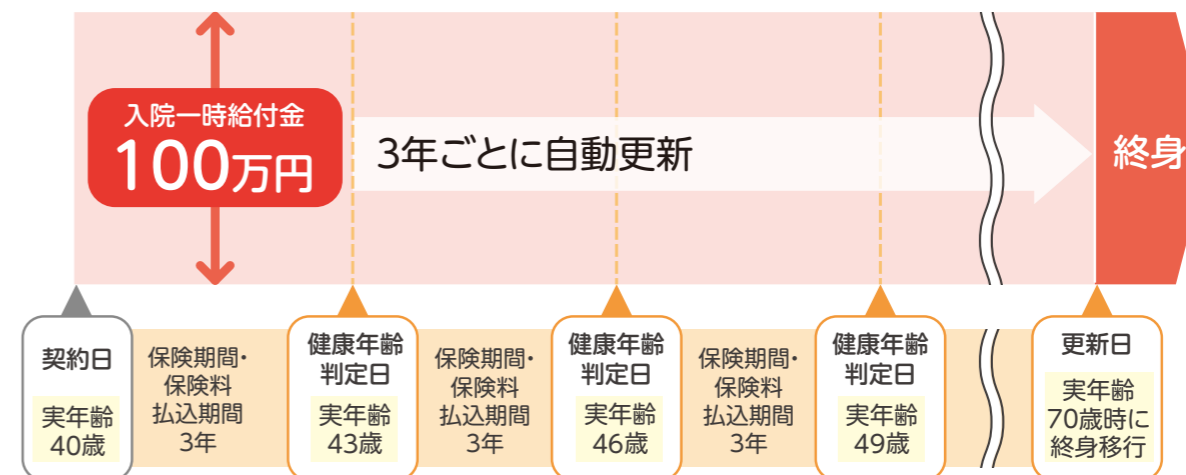
▶ 給付金の支払事由

被保険者が所定の7大生活習慣病[がん(上皮内がんを含む)、心・血管疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、肝疾患、腎疾患]の治療を目的として1日以上入院(日帰り入院*を含む)した場合、入院一時給付金として100万円をお受け取りいただけます。

*日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいいます。
*死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、解約返戻金はありません。
*同じ疾病により再入院した場合も保障します。

▶ しきみ図(イメージ)

● 契約時の実年齢 40歳



通算して最大10回、合計1,000万円(100万円×10回)までお受け取りいただけます。

*1年に1回のお受け取りを限度とします。
*給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。

▶ 保障の対象となる7大生活習慣病



健康年齢について

健康年齢とは、健康状態を年齢で表したものです。
健康年齢判定日(更新日)の実年齢と健康診断結果をもとに算定します。

健康年齢の算定例 ●契約時の実年齢 40歳 ●女性

検査項目	実年齢 40~49歳の 平均値*1	更新時の実年齢43歳	
		健康年齢38歳 健康年齢が下がる例	健康年齢48歳 健康年齢が上がる例
体格(BMI)	22.27	22.1	22.1
血圧	最高(収縮期) (mmHg)	118.1	118
	最低(拡張期) (mmHg)	75.4	65
尿検査	尿蛋白		-(マイナス)
			-(マイナス)
血液中脂質	HDLコレステロール (mg/dl)	68.3	100
	中性脂肪 (mg/dl)	111.5	70
肝機能	GOT (U/l)	20.3	15
	γ-GTP (U/l)	22.9	10
血糖値	HbA1c (%)	5.6	5.5

*1 厚生労働省「平成27年 国民健康・栄養調査」より

健康年齢と保険料

更新後の保険料は健康年齢にもとづき計算します。

健康年齢には上限を設けています。(健康年齢判定日の実年齢+5歳が上限)

保険料例 ●契約時の実年齢 40歳 ●女性

契約時(実年齢40歳)		更新時(実年齢43歳)		更新時(実年齢46歳)	
実年齢	月払保険料	健康年齢	月払保険料	健康年齢	月払保険料
40歳	2,113円	ケース① 38歳 更新時の実年齢-5歳	1,625円	ケース① 41歳 更新時の実年齢-5歳	1,703円
		ケース② 43歳 更新時の実年齢と同じ	1,778円	ケース② 46歳 更新時の実年齢と同じ	1,923円
		ケース③ 48歳 更新時の実年齢+5歳(上限)	2,029円*2	ケース③ 51歳 更新時の実年齢+5歳(上限)	2,171円

*2 この事例では健康年齢が上限の場合でも、更新後の保険料が契約時の保険料に比べて安くなっていますが、契約時の実年齢によっては、安くならないことがあります。

※健康年齢は、(株)JMDCの登録商標です。ネオファースト生命で使用する健康年齢は、所定の7大生活習慣病に関連するリスクを評価したもので、(株)JMDCのデータにもとづきネオファースト生命独自の方法により算定しているため、(株)JMDCの健康年齢と算定基準が異なります。

※算定された健康年齢が実年齢より若い場合であっても、所定の7大生活習慣病が発症しないことを保証するものではありません。

健康年齢はネオファースト生命のWebサイトでご確認できます。

Webサイトアドレス

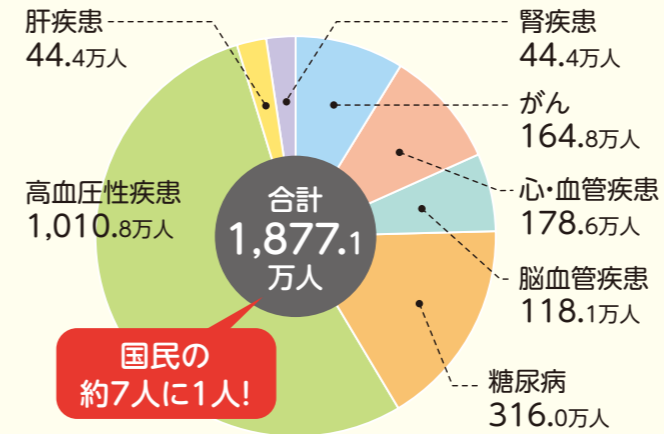


年齢、性別、必要検査項目の結果数値を入力すると、健康年齢が算定できます。

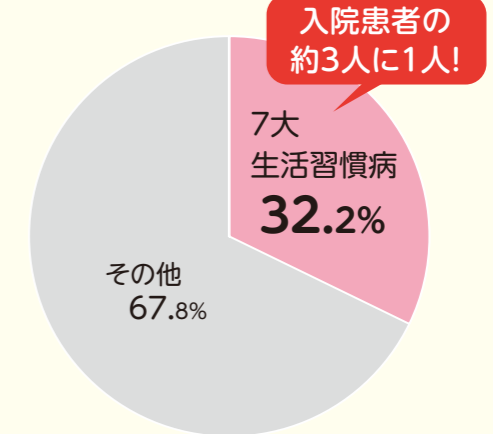
<https://neofirst.co.jp>

7大生活習慣病に関するデータ

7大生活習慣病の総患者数



入院患者数に占める7大生活習慣病の総患者数の割合



●厚生労働省「平成26年 患者調査」をもとに本商品の支払対象となる疾病を抽出し、ネオファースト生命にて作成

生活習慣病の発症には、食生活や喫煙・飲酒、運動不足やストレスなど生活習慣が深くかかわっており、ライフスタイルの変化などの影響で、近年では生活習慣病の若年化が進んでいます。これらの病気が原因で重篤な合併症を引き起こすこともあります。

入院費用の事例

乳がんで8日入院

●40歳 ●女性 ●標準報酬月額28万円~50万円

医療費 731,310円

高額療養費制度適用後の医療費の自己負担額 84,743円

入院時食事代(保険外負担費用) 8,640円

差額ベッド代(保険外負担費用) 48,000円

〈入院費総額〉 141,383円

脳梗塞で59日入院

●65歳 ●男性 ●標準報酬月額28万円~50万円

医療費 1,371,410円

高額療養費制度適用後の医療費の自己負担額 168,574円

入院時食事代(保険外負担費用) 63,720円

差額ベッド代(保険外負担費用) 354,000円

〈入院費総額〉 586,294円

さらに

入院中の日用品・パジャマ類などの雑費、付添者の食事代や交通費、退院後の通院代やリハビリ代などの費用がかかることや、収入に影響が出ることも考えられます。また、再発や他の生活習慣病の併発も考えられます。

上記事例の医療費は以下にもとづき算出しています。

●厚生労働省「平成28年 社会医療診療行為別統計」より傷病ごとの診療報酬点数をもとに算出しています。入院日数については、厚生労働省「平成26年 患者調査」をもとに算出しています。

●健康保険適用外でかかる入院費用については以下にもとづき算出しています。

①入院時食事代:入院時食事療養費にかかる標準負担額(2017年度時点)1,080円(1食360円を1日3食)

②差額ベッド代:日額6,000円と仮定しています。

保険料表 [入院一時給付金額:100万円]

男性

月払保険料

契約時		更新時 (保険期間3年)	
実年齢 (歳)	月払 保険料 (円)	健康 年齢 (歳)	月払 保険料 (円)
18	—	18	997
19	—	19	1,012
20	1,296	20	1,026
21	1,314	21	1,040
22	1,332	22	1,054
23	1,351	23	1,070
24	1,371	24	1,085
25	1,393	25	1,103
26	1,416	26	1,121
27	1,440	27	1,140
28	1,467	28	1,161
29	1,498	29	1,186
30	1,532	30	1,212
31	1,569	31	1,242
32	1,608	32	1,273
33	1,651	33	1,307
34	1,698	34	1,344
35	1,748	35	1,384
36	1,801	36	1,425
37	1,857	37	1,470
38	1,917	38	1,517
39	1,982	39	1,569
40	2,053	40	1,625
41	2,128	41	1,685
42	2,210	42	1,749
43	2,298	43	1,819
44	2,394	44	1,895
45	2,500	45	1,979
46	2,612	46	2,068
47	2,733	47	2,164
48	2,864	48	2,267
49	3,006	49	2,380
50	3,161	50	2,502
51	3,325	51	2,632
52	3,500	52	2,770
53	3,682	53	2,915
54	3,874	54	3,066
55	4,074	55	3,225
56	4,280	56	3,388
57	4,493	57	3,557
58	4,711	58	3,729
59	4,936	59	3,907
60	5,169	60	4,092
61	5,409	61	4,281
62	5,662	62	4,482
63	5,934	63	4,697
64	6,232	64	4,933
65	6,558	65	5,191
66		66	5,468
67		67	5,763
68		68	6,074
69		69	6,401
70		70	6,745
71		71	7,101
72		72	7,461

年払保険料

契約時		更新時 (保険期間3年)	
実年齢 (歳)	年払 保険料 (円)	健康 年齢 (歳)	年払 保険料 (円)
18	—	18	11,675
19	—	19	11,851
20	15,176	20	12,014
21	15,387	21	12,178
22	15,598	22	12,342
23	15,820	23	12,530
24	16,054	24	12,705
25	16,312	25	12,916
26	16,581	26	13,127
27	16,862	27	13,349
28	17,179	28	13,595
29	17,542	29	13,888
30	17,940	30	14,193
31	18,373	31	14,544
32	18,830	32	14,907
33	19,333	33	15,305
34	19,884	34	15,738
35	20,469	35	16,207
36	21,090	36	16,687
37	21,745	37	17,214
38	22,448	38	17,764
39	23,209	39	18,373
40	24,041	40	19,029
41	24,919	41	19,731
42	25,879	42	20,481
43	26,910	43	21,300
44	28,034	44	22,190
45	29,275	45	23,174
46	30,587	46	24,216
47	32,003	47	25,340
48	33,537	48	26,547
49	35,200	49	27,870
50	37,015	50	29,298
51	38,936	51	30,821
52	40,985	52	32,437
53	43,116	53	34,135
54	45,365	54	35,903
55	47,707	55	37,765
56	50,119	56	39,673
57	52,613	57	41,652
58	55,166	58	43,667
59	57,801	59	45,751
60	60,529	60	47,917
61	63,339	61	50,131
62	66,302	62	52,484
63	69,487	63	55,002
64	72,977	64	57,765
65	76,794	65	60,787
66		66	64,030
67		67	67,485
68		68	71,127
69		69	74,956
70		70	78,984
71		71	83,153
72		72	87,368

保険料表の見方

男性、月払保険料の場合

契約時		更新時 (保険期間3年)	
実年齢 (歳)	月払 保険料 (円)	健康 年齢 (歳)	月払 保険料 (円)
35	1,748	35	1,384
36	1,801	36	1,425
37	1,857	37	1,470
38	1,917	38	1,517
39	1,982	39	1,569
40	2,053	40	1,625
41	2,128	41	1,685
42	2,210	42	1,749
43	2,298	43	1,819
44	2,394	44	1,895
45	2,500	45	1,979
46	2,612	46	2,068
47	2,733	47	2,164
48	2,864	48	2,267
49	3,006	49	2,380
50	3,161	50	2,502

ケース①
健康年齢が更新時の
実年齢-5歳であった場合

ケース②
健康年齢が更新時の
実年齢と同じであった場合

ケース③
健康年齢が更新時の
実年齢+5歳であった場合
(上限)

- 契約日が2017年4月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 更新後の保険料は健康年齢判定日(終身で更新する場合は更新日)現在の保険料率によって計算されます。したがって、更新時の保険料は、左記とは異なることがあります。
- 更新時の実年齢+5歳の健康年齢にもとづく保険料を上限とします。
- 更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に変更して更新します。
この場合、更新後の保険料は実年齢の70歳に対応した保険料とします。

男性	月払の場合	年払の場合
	7,994円	93,610円

女性

月払保険料

契約時		更新時 (保険期間3年)	
実年齢 (歳)	月払 保険料 (円)	健康 年齢 (歳)	月払 保険料 (円)
18	—	18	1,349
19	—	19	1,366
20	1,746	20	1,382
21	1,767	21	1,399
22	1,788	22	1,415
23	1,808	23	1,431
24	1,829	24	1,448
25	1,850	25	1,464
26	1,871	26	1,481
27	1,891	27	1,497
28	1,910	28	1,512
29	1,927	29	1,526
30	1,942	30	1,537
31	1,956	31	1,548
32	1,968	32	1,558
33	1,980	33	1,567
34	1,992	34	1,577
35	2,004	35	1,586
36	2,017	36	1,596
37	2,032	37	1,609
38	2,052	38	1,625
39	2,079	39	1,646
40	2,113	40	1,672
41	2,152	41	1,703
42	2,196	42	1,739
43	2,246	43	1,778
44	2,302	44	1,822
45	2,363	45	1,871
46	2,430	46	1,923
47	2,497	47	1,977
48	2,563	48	2,029
49	2,627	49	2,079
50	2,687	50	2,127
51	2,743	51	2,171
52	2,797	52	2,214
53	2,853	53	2,258
54	2,911	54	2,304
55	2,972	55	2,352
56	3,037	56	2,404
57	3,109	57	2,461
58	3,189	58	2,524
59	3,279	59	2,595
60	3,378	60	2,674
61	3,485	61	2,759
62	3,603	62	2,852
63	3,736	63	2,957
64	3,891	64	3,080
65	4,067	65	3,219
66		66	3,375
67		67	3,548
68		68	3,735
69		69	3,939
70		70	4,158
71		71	4,387
72		72	4,622

年払保険料

契約時		更新時 (保険期間3年)	
実年齢 (歳)	年払 保険料 (円)	健康 年齢 (歳)	年払 保険料 (円)
18	—	18	15,797
19	—	19	15,996
20	20,446	20	16,183
21	20,692	21	16,382
22	20,937	22	16,570
23	21,172	23	16,757
24	21,418	24	16,956
25	21,664	25	17,143
26	21,909	26	17,343
27	22,144	27	17,530
28	22,366	28	17,706
29	22,565	29	17,869
30	22,741	30	17,998
31	22,905	31	18,127
32	23,045	32	18,244
33	23,186	33	18,350
34	23,326	34	18,467
35	23,467	35	18,572
36	23,619	36	18,689
37	23,795	37	18,841
38	24,029	38	19,029
39	24,345	39	19,275
40	24,743	40	19,579
41	25,200	41	19,942
42	25,715	42	20,364
43	26,301	43	20,820
44	26,956	44	21,336
45	27,671	45	21,909
46	28,455	46	22,518
47	29,240	47	23,151
48	30,013	48	23,760
49	30,762	49	24,345
50	31,465	50	24,907
51	32,121	51	25,422
52	32,753	52	25,926
53	33,409	53	26,441
54	34,088	54	26,980
55	34,802	55	27,542
56	35,563	56	28,151
57	36,406	57	28,818
58	37,343	58	29,556
59	38,397	59	30,387
60	39,556	60	31,313
61	40,809	61	32,308
62	42,191	62	33,397
63	43,749	63	34,626
64	45,564	64	36,067
65	47,625	65	37,694
66		66	39,521
67		67	41,547
68		68	43,737
69		69	46,126
70		70	48,690
71		71	51,372
72		72	54,124

保険料表の見方

女性、月払保険料の場合

契約時		更新時 (保険期間3年)	
実年齢 (歳)	月払 保険料 (円)	健康 年齢 (歳)	月払 保険料 (円)
35	2,004	35	1,586
36	2,017	36	1,596
37	2,032	37	1,609
38	2,052	38	1,625
39	2,079	39	1,646
40	2,113	40	1,672
41	2,152	41	1,703
42	2,196	42	1,739
43	2,246	43	1,778
44	2,302	44	1,822
45	2,363	45	1,871
46	2,430	46	1,923
47	2,497	47	1,977
48	2,563	48	2,029
49	2,627	49	2,079
50	2,687	50	2,127

ケース①
健康年齢が更新時の
実年齢-5歳であった場合

ケース②
健康年齢が更新時の
実年齢と同じであった場合

ケース③
健康年齢が更新時の
実年齢+5歳であった場合
(上限)

- 契約日が2017年4月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、ネオファースト生命は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 更新後の保険料は健康年齢判定日(終身で更新する場合は更新日)現在の保険料率によって計算されます。したがって、更新時の保険料は、左記とは異なることがあります。
- 更新時の実年齢+5歳の健康年齢にもとづく保険料を上限とします。
- 更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に変更して更新します。
この場合、更新後の保険料は実年齢の70歳に対応した保険料とします。

女性	月払の場合	年払の場合
	5,609円	65,681円

更新および健康診断書の提出について

更新について

- ◎更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一(3年)となります。
- ◎健康年齢判定日(更新日)における被保険者の実年齢が68歳の場合、更新後の保険期間は2年、69歳の場合、更新後の保険期間は1年です。
- ◎更新日における被保険者の実年齢が70歳の場合は、保険期間および保険料払込期間を終身に変更して更新します。保険料は被保険者の実年齢の70歳で計算し、以後の保険料の変更はありません。

〈イメージ図〉



※詳しくはP.10「保険契約の自動更新について」をご確認ください。

健康診断書について

次のいずれかをネオファースト生命あてに提出いただきます。

勤務先や市区町村などで受診した
**健康診断
結果通知書(コピー)**

人間ドックの
結果通知書(コピー)

勤務先や市区町村などで受診した
特定健康診断*の結果通知書(コピー)
*メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に
着目した健康診断

- ◎受診日が、健康年齢判定日(更新日)から遡って1年2か月以内のもの
- ◎受診機関名(または医師名)、勤務先企業名、市区町村名のいずれかが記載されているもの

※健康診断書(人間ドックの結果通知書等を含みます)が複数提出された場合は、それらの中で最新の日付のものを使用して健康年齢を算定します。
 ※健康診断結果と重複して、医療機関や日本赤十字社等が行う検査結果等が提出された場合は、健康診断結果を優先して健康年齢を算定します。
 ※実年齢70歳の更新時は、健康診断書の提出は不要です。
 ※健康診断や人間ドック等に関する費用について、ネオファースト生命および募集代理店は負担いたしません。

! 健康年齢判定日において、健康診断書等の提出がされなかった等の事情により、健康年齢が算定できなかった場合には、健康年齢判定日時点の実年齢に5歳を加えた年齢を健康年齢として、その健康年齢にもとづいて計算された保険料が適用されます。

健康年齢算定に必要な検査項目

検査項目	健康年齢算定に必要な項目	会社で受ける健康診断など、事業主に課せられている必須項目				
		男性	女性	40歳未満	35歳、40歳以上	
体格(BMI)	体重(kg)÷{身長(m)} ²	○		○	○	
血圧	最高(収縮期)	○		○	○	
	最低(拡張期)	○	○	○	○	
尿検査	尿蛋白	○	○	○	○	
血液検査	血中脂質	HDLコレステロール	○		○	
		中性脂肪		○	○	
	肝機能	GOT	○	○		○
		γ-GTP	○	○		○
	血糖値	HbA1c	○	○		○

健康診断では、40歳未満(35歳を除く)の方は血液検査を省略されることがありますが、健康年齢の算定には血液検査の結果が必要となるため、血液検査も受診することをおすすめします。

更新案内通知

◎更新15か月前および更新6か月前にネオファースト生命から通知が届きます(予定)。

案内時期(予定)	案内内容(予定)
更新 15か月前	<ul style="list-style-type: none"> ◎更新までのスケジュール ◎健康診断書の提出期限 ◎更新後保険料の3パターン例示 など ①健康年齢が実年齢より若い場合 ②健康年齢=実年齢の場合 ③健康年齢が上限の場合
更新 6か月前	<ul style="list-style-type: none"> ◎健康診断書の提出方法 ◎更新までのスケジュール ◎健康診断書の提出期限 ◎更新後保険料の3パターン例示 など ①健康年齢が実年齢より若い場合 ②健康年齢=実年齢の場合 ③健康年齢が上限の場合

健康診断書の提出期限

健康年齢判定日(更新日)の2か月前までにネオファースト生命あてに提出いただきます。

お申し込みにあたって必ずご確認ください きたい事項

無解約返戻金型7大生活習慣病入院一時給付保険について

[保障内容について]

- ・入院一時給付金のお支払いは、1年に1回かつ支払回数を通算して10回が限度となります。支払回数が通算して10回に達した場合には、ご契約は消滅します。
- ・入院一時給付金のお支払いは、責任開始期以後に生じた疾病を原因とする場合に限りです。
- ・契約者配当金はありません。
- ・**解約返戻金はありません。**
- ・**死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。**
- ・付加できる特約はありません。
- ・契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- ・ネオファースト生命が保険料を立て替えし、ご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取り扱いはありません。
- ・ご契約が失効した場合、ご契約を復活する取り扱いはありません。
- ・直前の入院一時給付金の支払事由該当日から、その日を含めて1年以内に新たに支払事由に該当する入院をされたときは、入院一時給付金はお支払いしません。
- ・入院一時給付金が支払われることとなった日から1年を経過する日を含んでお支払いの対象となる入院が継続している場合には、その翌日に入院一時給付金をお支払いします。
- ・治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

[保険料について]

- ・**契約時の保険料は実年齢にもとづいて計算されます。**
- ・ご契約後は、健康年齢判定日(更新日)ごとに、被保険者の健康年齢にもとづいて計算された保険料が、次の健康年齢判定日の前日(保険期間満了日)まで適用されます。ただし、被保険者の実年齢が70歳となる更新の際には、その実年齢にもとづいて計算された保険料がご契約の消滅時まで適用されます。
- ・ご契約日から初回の健康年齢判定日(更新日)の前日までおよび被保険者の実年齢が70歳となる更新日以後は、健康年齢ではなく、被保険者の実年齢にもとづいて計算された保険料が適用されます。
- ・健康年齢判定日において、健康診断書等の提出がされなかった等の事情により健康年齢が算定できなかった場合には、健康年齢判定日時点の実年齢に5歳を加えた年齢を健康年齢として、その健康年齢にもとづいて計算された保険料が適用されます。
- ・**健康診断結果が良い場合であっても、実年齢が上がることにより、健康年齢が上がり、更新後の保険料が高くなることもあります。**

保険契約の自動更新について

[更新の際]

- ・**自動更新をご希望にならない場合は、保険期間満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。**
- ・**保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、保険期間満了日の翌日に自動更新されます。**
- ・更新の際には、健康年齢の算定のため、健康年齢判定日(更新日)の2か月前までに被保険者の健康診断書(人間ドックの結果通知書等を含む)の提出が必要となります。
- ・健康年齢判定日において、健康診断書等の提出がされなかった等の事情により健康年齢が算定できなかった場合には、健康年齢判定日時点の実年齢に5歳を加えた年齢を健康年齢として、その健康年齢にもとづいて計算された保険料が適用されます。また、更新後に健康診断書等を提出された場合でも、保険料の見直しは行いません。
- ・更新後の保険期間は、更新前の保険期間(3年)と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の実年齢が71歳以上となる場合は、更新後のご契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の実年齢が70歳となる短期の保険期間に変更して更新します。
- ・更新の際の保険料は、更新日時点の保険料率により計算します。

[更新後]

- ・**更新後の保険料は、健康年齢判定日(更新日)における被保険者の実年齢および健康状態をもとに算定された健康年齢にもとづいて新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新により保険料は変動します(健康診断結果が良い場合であっても、実年齢の上昇により、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなる場合があります)。**
- ・更新日における被保険者の実年齢が70歳となる際には、保険期間および保険料払込期間は終身となります。この場合、更新後の保険料は、その実年齢(70歳)にもとづいて新たに定めます。
- ・更新後の保険契約には、更新日時点の規定を適用します。
- ・給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- ・更新日にネオファースト生命がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、その保険契約にかえて、所定の保険契約により更新とみなして取り扱うことがあります。

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

Memo

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.